

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第 271 号

今回のテーマ「特定技能（工業製品製造業分野）の協議会」について

経済産業大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人として、
「**一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）**」が設立されました。

JAIM ホームページ：<https://www.jaim-skill.or.jp/entry/>

以下は、特定技能外国人材制度（工業製品製造業分野）ポータルサイトに掲載されている内容です。

<https://www.sswm.go.jp/>

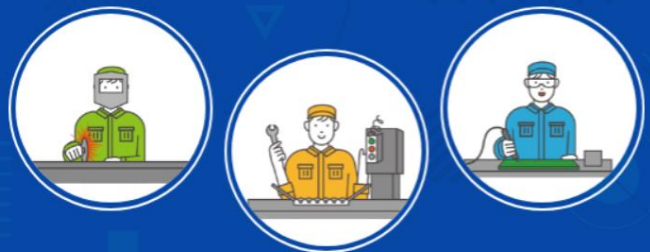
特定技能外国人材制度
（工業製品製造業分野）ポータルサイト

経済産業省Webサイト  言語選択  MENU

特定技能外国人材制度

（工業製品製造業分野）

経済産業省の所管する、工業製品製造業分野において、特定技能外国人の受入れを検討している国内事業者の皆様及び外国人材の皆様に特定技能外国人材制度について紹介します。



国内事業者様向け入会手続きに関するお知らせ

令和 7 年 5 月 26 日の上乗せ基準告示の改正・施行により、工業製品製造業分野の特定技能外国人の受入れに関する支援・サービスを実施する法人の登録制度が創設されました。

令和 7 年 6 月 25 日に、当該法人として、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「JAIM」）が経済産業大臣の登録を受けました。ついては、工業製品製造業分野で特定技能外国人を雇用している事業所や今後雇用しようとしている事業所は、JAIM への入会が必須となります。

現在、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に入会済の事業所も、改めて JAIM に入会いただく必要があります。JAIM への入会手続は令和 7 年 7 月 1 日から開始を予定しております。